

発議第 1 号

三芳町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び三芳町議会会議規則（平成 3 年 9 月 20 日議会規則第 2 号）第 14 条第 3 項の規定により提出する。

令和 8 年 2 月 25 日提出

三芳町議会議長 細谷 光弘 様

提出者 議会運営委員会  
委員長 林 善美

提案理由

三芳町行政組織条例（平成 21 年三芳町条例第 35 号）の一部改正に伴い、本条例を改正したく、提案するものである。

### 三芳町議会委員会条例の一部を改正する条例

三芳町議会委員会条例（平成3年三芳町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「道路交通課」の次に「、道の駅整備準備室」を加え、同条第2号ア中「文化・スポーツ推進課」の次に「、未来創造課」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参考

三芳町議会委員会条例 新旧対照表

改正後	現行
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 8人</p> <p>ア 政策推進室、総務課、財政デジタル推進課、施設マネジメント課、秘書広報室、税務課、自治安心課、観光産業課、都市計画課、道路交通課、道の駅整備準備室、会計課、上下水道課及び議会事務局の所管に関する事項</p> <p>イ 選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、公平委員会、監査委員及び農業委員会の所管に関する事項</p> <p>ウ 他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) 厚生文教常任委員会 8人</p> <p>ア 文化・スポーツ推進課、未来創造課、住民課、福祉課、健康増進課、こども支援課及び環境課の所管に関する事項</p> <p>イ 教育委員会の所管に関する事項</p> <p>(3) 略</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 8人</p> <p>ア 政策推進室、総務課、財政デジタル推進課、施設マネジメント課、秘書広報室、税務課、自治安心課、観光産業課、都市計画課、道路交通課_____、会計課、上下水道課及び議会事務局の所管に関する事項</p> <p>イ 選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、公平委員会、監査委員及び農業委員会の所管に関する事項</p> <p>ウ 他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) 厚生文教常任委員会 8人</p> <p>ア 文化・スポーツ推進課_____、住民課、福祉課、健康増進課、こども支援課及び環境課の所管に関する事項</p> <p>イ 教育委員会の所管に関する事項</p> <p>(3) 略</p>